



長野県報

4月19日(木)
平成30年
(2018年)
第2967号

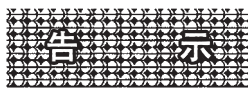
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	2
基本測量の実施(3件)(建設政策課).....	2
基本測量の終了(2件)(建設政策課).....	2
公共測量の終了(4件)(建設政策課).....	3
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....	3

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課).....	4
クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課).....	5
調理師試験の実施(食品・生活衛生課).....	6
製菓衛生師試験の実施(食品・生活衛生課).....	6
毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課).....	7
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	8
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	8
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	8
都市計画事業の認可(都市・まちづくり課).....	9
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	9
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課).....	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	10



長野県告示第332号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳106の1、107の1、119、150、160、161、191
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第333号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村葛島2239、2359
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第334号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下條村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第335号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量 (電子国土基本図(地図情報)修正)
(国土広域情報 修正)

2 作業期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第336号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間

平成30年4月13日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

下伊那郡根羽村、下伊那郡天龍村

建設政策課

長野県告示第337号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

飯山市、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第338号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

2 作業期間

平成29年8月7日から平成30年1月7日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第339号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第340号

飯山市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値図化・数値編集2500レベル）
- 2 作業期間
平成29年7月6日から平成30年3月12日まで
- 3 作業地域
飯山市

建設政策課

長野県告示第341号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（松本市基本図修正）
地図情報レベル2,500数値地形図データ整備
- 2 作業期間
平成29年8月25日から平成30年3月16日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第342号

長野県地方務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年12月10日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第343号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）・航空レーザ測量・数値図化）
- 2 作業期間
平成29年12月7日から平成30年3月26日まで
- 3 作業地域
諏訪市、諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成30年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 山中 崇
(2) 住所 長野県安曇野市豊科光1958番地21
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局